

## 公 示

平成29年1月28日に開催された理事会において、次の会員について会則第26条第1項の処分が決定されましたので、会則施行規則第33条第6項により公示します。

被 処 分 者 重共 英俊 会員（空知支部）

処分年月日 平成29年3月7日

処 分 内 容 廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）  
（北海道行政書士会会則第26条第1項第3号）

処 分 理 由 被処分者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく書類の作成及び関係官公署への書類の提出に係る業務を受任し、着手金を受領したにもかかわらず業務を履行しないまま連絡がつかなくなった。よって、行政書士法第10条に違反。

また、滝川市内に事務所を有するにもかかわらず、変更登録をすることなく、札幌市内に事務所を設置していたことが判明した。よって、行政書士法第6条の4に違反。